

個別対話の実施要領

1. 目的

本公募の条件、業務要求水準に関する事項及び民間付帯事業の提案可能範囲等について、市及び民間事業者が対面により意思疎通を図ることにより、市の意図と民間事業者の本事業に対する認識との間に齟齬が生じないようにすることを目的とする。

2. 実施期間

令和元（2019）年8月21日（水）～8月23日（金）

3. 実施時間

1グループの人数や個別対話申込書に記載された対話確認項目（以下、「対話確認項目」という。）の数に応じて、1グループ当たり最大1時間程度を予定している。

4. 実施場所

富山市役所※

※具体的な対話場所は、個別対話を申し込んだ民間事業者に対して後日通知する。

5. 参加対象者等

- ① 本公募に参加の意向を有し、募集要項9頁の「④応募者の制限」に記載のア～セに該当しない法人又は法人のグループを対象とする。
- ② 同一のグループとして応募を予定している法人は、可能な限り1グループとして参加すること。
- ③ 参加人数は、法人の場合は3人以内とし、グループの場合は12人以内とすること。
- ④ 自らの身分を証明するもの（社員証等）を持参すること。
- ⑤ 対話への参加は、本公募への参加を義務付けるものではない。
- ⑥ 特別な理由がない限り、途中の入退室は不可とする。

6. 対話内容等

- ① 事前に提出のあった「対話確認項目」の記載順に対話を進めるものとし、所定の時間が経過すると対話を終了する。ただし、「対話確認項目」に記載に基づく対話終了後、所定の時間内であれば、「対話確認項目」に記載された議題とは別の議題について対話を行うことは可能とする。

- ② 民間事業者のノウハウ等の保護のため、対話は個別かつ非公開で実施する。
- ③ 対話のための説明資料や図面等の作成は不要だが、相互の意思疎通を円滑にするために必要と考える場合には、説明資料や図面等を持参し対話に用いることは妨げない。

7. 留意事項

- ① 対話の内容及び結果は、後日の提案審査に影響しない。
- ② 対話の内容については、事業者が公開を可としたもの、及び、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがないと市が認めたもので、かつすべての事業者が共有することが望ましいと市が考えた内容については、事業者の確認の上、市ホームページにて公表する場合がある。
- ③ 対話の実施上知りえた情報に関して、市の許可なく発表、公開、又は目的外利用しないこと。
- ④ 対話への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- ⑤ 個別対話への参加申込の受付期間や受付方法は、募集要項を確認すること。

以上